

No 292

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |               |
|-------|------------------------------|---------------|
| 事務事業名 | 障害児夏季休業日等支援                  | 開始年度 平成 22 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども家庭係         |               |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |               |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |               |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |               |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |               |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 児童館等の利用時間を拡大して、学校（養護学校を含む）が夏季休業となる期間に障害児の適切な遊び及び生活の場を提供します。   |
| 事業の対象 | 保護者の就労等で家庭での保護が受けられない中学生から18歳までの障害児   |
| 事業の概要 | <p>児童館等の利用時間を拡大して、夏季休業日等における障害児の適切な遊び及び生活の場を提供します。また、直営の児童館等については、派遣または臨時雇用職員により障害児の対応をする職員を配置します。</p> <p>【利用期間】<br/>①学校の夏季休業日等の月曜日～金曜日、②学校の振替休業日</p> <p>【利用時間】<br/>①児童館等 午前8時30分～午後6時</p> <p>【実施施設】<br/>神明子ども中高生プラザ・麻布子ども中高生プラザ・青山児童館・赤坂子ども中高生プラザ・高輪児童館・豊岡児童館・白金台児童館・高輪子ども中高生プラザ・台場児童館・港南子ども中高生プラザ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ</p> |
| 根拠法令  | 港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱<br>港区児童館等における障害児に関する協議会設置要綱  |

| 事業の成果             |  |      |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 登録者数 |    |        | 指標2    | 派遣人数 |    |        | 指標3    | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   |  | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        |      |    |     |
|                   | 平成27年度   | 13   | 26 | 200.0% | 平成27年度 | 6    | 6  | 100.0% | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 26   | 22 | 84.6%  | 平成28年度 | 6    | 3  | 50.0%  | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度   | 22   | —  | —      | 平成29年度 | 3    | —  | —      | 平成29年度 |      |    |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | <p>障害児の安全・安心な居場所づくりに寄与しています。</p> <p>平成29年度の登録者数は、実施施設すべて（11か所）の人数です。</p> <p>人材派遣は、夏休み期間（7月下旬～8月末）で、直営館（5館）のうち、登録者がいる施設のみが対象です。</p> |      |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |   |       |       |      |    |     |    |      |       |       |     |
|---------------|---|-------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|-----|
| 年度            | 予算状況  |       |       |      |    |     |    |      |       | 決算状況  |     |
|               | 当初予算額   | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度        | 1,633   | 1,633 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,633 | 1,130 | 69% |
| 平成28年度        | 1,711   | 1,711 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,711 | 830   | 49% |
| 平成29年度        | 1,188   | 1,188 | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —     | —     | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 | 平成28年度までは事業の対象年齢が小学校6年生から18歳までとなっており、直営館6館分の予算となっていました。平成29年度からは対象年齢が中学生から18歳までとなったため、直営館5館分に減額しています。 |       |       |      |    |     |    |      |       |       |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 利用児童の障害の程度や利用回数に応じて配置する臨時職員等の人件費であるため、コスト削減の余地はほとんどありません。                      |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 障害児の利用ニーズは高く、当事業の利用も増えていくものと考えられます。  |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 各自治体とも直営、指定管理、委託などの運営形態の違いはありますが、職員の加配等により概ね同様の対応をしています。                       |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 学童クラブを利用できなくなる中学生以降の障害児に対し、児童館等の利用時間を拡大することで夏季休業日等における適切な遊び及び生活の場を提供する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 障害の程度や受け入れ人数に対応した人員の確保が課題です。   |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 随時登録状況を把握し、必要に応じて職員の加配等を検討します。   |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント                                    |
| ① 必要性            | 4   | 今後も障害児の居場所づくりに関する要望は見込まれるため、継続していく必要性が十分あります。 |
| ② 効果性            | 4   | 近年の利用者数は横ばいですが、目標は概ね達成しています。                  |
| ③ 効率性            | 4   | 当事業の利用実績は妥当ですが、運営方法や人材確保などの検討は必要です。           |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul> |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

No 293

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |              |
|-------|------------------------------|--------------|
| 事務事業名 | 児童館週末開放                      | 開始年度 平成 8 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども家庭係         |              |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |              |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |              |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |              |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |              |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 児童健全育成に関わる団体や、児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放することにより、週末における児童の健全育成に役立てます。  |
| 事業の対象 | 区内の児童健全育成に資する団体及び児童及びその保護者  |
| 事業の概要 | 週末において、児童館などの児童施設を開放します。<br>【実施施設】<br>飯倉学童クラブ、青山児童館、豊岡児童館、高輪児童館、白金台児童館、台場児童館<br>【利用日及び利用時間】<br>日曜日、12月29日及び12月30日<br>午前9時から午後5時 |
| 根拠法令  | 港区立児童館週末施設開放運営要綱<br>港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱  |

| 事業の成果             |                                  |        |        |        |        |        |    |      |        |       |    |        |
|-------------------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|------|--------|-------|----|--------|
| 指標                | 指標1                              | 利用人数   |        |        | 指標2    | 団体利用件数 |    |      | 指標3    | 実施施設数 |    |        |
|                   |                                  | 当初予定   | 実績     | 達成率    |        | 当初予定   | 実績 | 達成率  |        | 当初予定  | 実績 | 達成率    |
|                   | 平成27年度                           | 13,658 | 12,594 | 92.2%  | 平成27年度 | 7      | 0  | 0.0% | 平成27年度 | 6     | 6  | 100.0% |
|                   | 平成28年度                           | 12,594 | 14,335 | 113.8% | 平成28年度 | 3      | 0  | 0.0% | 平成28年度 | 6     | 6  | 100.0% |
|                   | 平成29年度                           | 14,335 | —      | —      | 平成29年度 | 2      | —  | —    | 平成29年度 | 6     | —  | —      |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 週末における児童の健全育成に役立っており、一定の需要もあります。 |        |        |        |        |        |    |      |        |       |    |        |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
| 年度            | 予算状況  |       |       |      |    |     |     |      |       | 決算状況  |     |
|               | 当初予算額 | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用  | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度        | 6,261 | 6,261 | 0     | 0    | 0  | 0   | 111 | 0    | 6,372 | 6,244 | 98% |
| 平成28年度        | 6,554 | 6,554 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0   | 0    | 6,554 | 6,485 | 99% |
| 平成29年度        | 6,650 | 6,650 | 0     | 0    | 0  | 0   | —   | —    | —     | —     | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 高齢者の雇用促進のため、シルバー人材センターへの委託（政策目的随意契約）により実施しています。委託内容の再検討により、経費が増減する可能性があります。      |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 児童の居場所として区民ニーズは高いです。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 週末や年末のみ限定での施設開放業務委託を実施している他団体は少数です。子ども中高生プラザのように、指定管理者制度により週末も通常開館している施設が増えています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放することにより、週末や年末における児童の居場所と健全育成に役立っています。                      |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 施設の有効活用を図るため、団体利用者への施設利用促進を検討します。  |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 引き続き、円滑に運営ができるよう委託事業者と連携を取っていきます。  |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント                             |
| ① 必要性            | 4   | 今後も区民ニーズが見込まれ、事業継続の必要性は高いです。           |
| ② 効果性            | 4   | 日曜日及び年末の児童の安全で安心できる居場所として、区民のニーズは高いです。 |
| ③ 効率性            | 4   | 当事業の利用実績は妥当です。                         |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |  |
|--|--|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  | 児童の居場所として区民ニーズは高いため、継続とします。                  |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |  |

No 294

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |               |
|-------|------------------------------|---------------|
| 事務事業名 | 妊産婦防災用品あっせん事業                | 開始年度 平成 24 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども家庭係         |               |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |               |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |               |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |               |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |               |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 妊産婦を対象に、防災用品をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする方への安全を確保し、もって福祉の増進を図ります。  |
| 事業の対象 | 港区に住民登録のある母子健康手帳を交付された妊婦、または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦   |
| 事業の概要 | 防災用品を自身で準備することが困難な人（災害時要援護者等）を対象に、防災用品を市価よりも安価な価格であっせんします。生活保護世帯は全額免除、住民税非課税世帯は9割減額（1割負担）です。<br>（高齢者支援課、障害者福祉課でも事業を実施しています。） |
| 根拠法令  | 港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱   |

| 事業の成果             |   |      |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|---|------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1                                       | 申請件数 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定 | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度                                    | 30   | 16 | 53.3% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度                                    | 30   | 17 | 56.7% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度                                    | 30   | —  | —     | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 平成28年度実績は17件で、そのうち全額免除は1件、9割減額が6件となっています。 |      |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度            | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|               | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成27年度        | 195   | 195  | 0     | 0    | 0  | 0   | 62 | 0    | 257  | 246  | 96% |
| 平成28年度        | 175   | 175  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 175  | 146  | 83% |
| 平成29年度        | 173   | 173  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | 業者選定は指名競争入札で行っており、あっせん価格の低い業者を選定しています。  |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 申請件数は月に1~2件で事業に関する問い合わせはほとんどありませんが、規模の大きな地震があると申請が増える傾向にあり、災害の頻度により今後の需要が増える可能性はあります。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 対象を特定せず、防災用品のあっせんを行っている自治体があります。  |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 防災用品をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする妊産婦世帯の安全を確保することは重要です。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 広報・ホームページ・チラシによる周知、母子健康手帳交付時の案内等、さまざまな形で区民へ周知していますが、申請件数は伸び悩んでいます。<br>高齢者や障害者へのあっせんと異なり、本事業の対象者はネットでの購入や家族等による店頭購入が可能なこと、あっせん価格が市場価格とあまり変わらないこと、などが要因と考えられます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | より多くの人にご利用いただけるよう、母子健康手帳交付時に案内するほか、関連施設でのチラシ配布、区ホームページ掲載など、引き続き、様々な媒体を活用し周知していきます。  |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 災害時に要配慮者となり得る妊産婦に対し、日頃からの災害時の備えを支援する本事業の必要性は高いと評価します。                          |
| ② 効果性            | 4   | 一般的に販売されている防災用品の価格よりも多少の安価で購入が可能であり、災害時に支援を必要とする妊産婦への効果性は高いと評価します。             |
| ③ 効率性            | 4   | 母子健康手帳の交付に合わせてチラシを配布するほか、広報みなどや区ホームページへ掲載するなど、妊産婦に対して効果的な周知を図っており効率性は高いと評価します。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |  |
|---|--|
| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |  |

|   |  |
|---|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br><br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 発生が危惧されている首都直下地震等の災害から、妊産婦世帯の安全・安心を確保する必要がありますが、防災課で実施している「防災用品のあっせん事業」を積極的に周知し、活用してもらうことで、本事業の代替及び目的の達成が可能と考えます。<br>現在は、防災用品あっせん事業が、複数の課において事業化されているため、防災課主導の防災用品のあっせん事業に、事業を統合することについて検討し、利用者に対する利便性及び事務の効果・効率性の向上を図ります。 |
|---|--|

No 295

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |          |
|-------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 子育て家庭向け防災対策                  | 開始年度 | 平成 25 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども家庭係         |      |          |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 乳幼児を持つ子育て家庭に特に必要な情報を掲載した防災啓発冊子や、各家庭で災害時の行動マニュアルを作成するための手引きを配布することで、災害時に特に配慮が必要となる乳幼児やその保護者の防災知識や意識の向上を図ります。              |
| 事業の対象 | 乳幼児（未就学児）を持つ家庭   |
| 事業の概要 | 乳幼児を持つ子育て家庭に特に必要な情報（必要な備蓄品、地震発生時の子どもの守り方、被災後の生活など）や、災害時の行動マニュアルを各家庭で作成するために必要な情報や手順、実際に書き込めるワークシートなどを掲載した冊子を作成し、配布しています。 |
| 根拠法令  |  |

| 事業の成果             |   |                  |       |        |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|---|------------------|-------|--------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1   | 「子育て家庭の防災手帳」発行部数 |       |        | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定             | 実績    | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度  | 1,000            | 1,000 | 100.0% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度  | 1,000            | 1,000 | 100.0% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度  | 1,000            | —     | —      | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 各総合支所、保健所、児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ、子ども家庭支援センター、子育てひろば（あっぴい）、Pokke、あい・ぽーと等 来館者の多い施設を中心に配布しました。 |                  |       |        |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |      |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|------|
| 年度            | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |      |
|               | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率  |
| 平成27年度        | 215   | 215  | 0     | 0    | 0  | 0   | 53 | 0    | 268  | 268  | 100% |
| 平成28年度        | 268   | 268  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 268  | 268  | 100% |
| 平成29年度        | 268   | 268  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | より多くの人に読んでいただけるよう、紙媒体での配布のほか、データを区ホームページにも掲載しています。   |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 東日本大震災以降、区民の危機意識は高まっています。子育て家庭における自助による防災対策能力の向上を支援する必要があります。  |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 対象は特定せず、家庭向けに同様の事業を行っている自治体はあります。  |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 区民の安全を確保するため、区民の防災知識や意識の向上に努める必要があります。   |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 本冊子に掲載している情報を翻訳し、区ホームページに掲載するなど、外国人の子育て世帯への情報発信について検討が必要です。  |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 増刷にあたっては、区の防災対策に関する最新情報を収集し掲載するとともに、東京都が発刊している「東京防災」の内容も参考にします。<br>また、子育て家庭での防災対策についてより効果的に周知できるよう、防災関連イベントで配布するなど、効果的・効率的な配布方法を検討します。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 5   | 東日本大震災の教訓を踏まえ、乳幼児やその保護者の防災知識や意識の向上を図るといった目的に合致しています。 |
| ② 効果性            | 4   | 子育て家庭における、自助による防災対策能力の向上に寄与していると考えます。                |
| ③ 効率性            | 4   | 子育て家庭に特化した内容となっており、さらにA5サイズとコンパクトなことから、活用しやすくなっています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  | 区はさまざまな形で防災対策について情報発信していますが、本事業は子育て家庭に特化した情報発信する媒体として必要な冊子です。また、防災対策は継続することが重要なことから、継続とします。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

N o 296

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

|         |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 子ども会活動助成                     | 開始年度 | 昭和 54 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当        |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

事業概要

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 少年期に仲間や地域の大人とのふれあいを通して社会性・自立性・協調性・創造性等を養うことを目的に活動している子ども会を支援することにより、区の青少年の健全育成を図ります。               |
| 事業の対象 | 港区子ども会連合会に加盟する子ども会（5団体）  |
| 事業の概要 | 港区子ども会連合会に加盟する子ども会（5団体）に、指導者謝礼を助成しています。区は、総会及び年3回程度の代表者会議に参加し、年1回の子ども会連合会統一事業（子ども会まつり）を共催で開催しています。 |
| 根拠法令  |  |

事業の成果

| 指 標    | 指標1    | 統一事業参加者数 |        |        | 指標2    | 年間事業参加者数（延） |        |        | 指標3    |      |    |     |
|--------|--------|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|------|----|-----|
|        |        | 当初予定     | 実績     | 達成率    |        | 当初予定        | 実績     | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|        | 平成27年度 | 180      | 207    | 115.0% | 平成27年度 | 1,000       | 993    | 99.3%  | 平成27年度 |      |    |     |
| 平成28年度 | 180    | 214      | 118.9% | 平成28年度 | 1,000  | 1,440       | 144.0% | 平成28年度 |        |      |    |     |
| 平成29年度 | 200    | —        | —      | 平成29年度 | 1,000  | —           | —      | 平成29年度 |        | —    | —  |     |

成果の概要  
(指標の説明等)

区が指導者謝礼を支援することにより、各子ども会が趣向を凝らした活動を実施しています。平成28年度に新規加盟した子ども会（台場地区）の開催するイベントへの参加率が高く、台場地区での子ども会の必要性が顕著となりました。平成28年度は子ども会連合会統一事業の「開催時期・時間」を見直したことにより、過去最多の参加者数となりました。このほか、消防少年団や中高生プラザ等、他団体と連携し、事業を実施しました。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度     | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|--------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
|        | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成27年度 | 450   | 450  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 450  | 410  | 91% |
| 平成28年度 | 430   | 430  | 0     | 0    | 0  | 0   | 17 | 0    | 447  | 423  | 95% |
| 平成29年度 | 463   | 463  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |

予算・決算に関する特記事項 平成28年度の途中で、新たに1団体が加盟しました。

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 統一事業の催しは、各子ども会が使用する物品（文具、景品等）について、実施後も区で保管することにより、次年度以降も再利用できるよう工夫しています。   |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 保護者も活動の手伝いを頼まれることがあること等が敬遠され、全国的に子ども会の加入率が低下していますが、地域密着、異年齢集団での活動を求める声もあります。また、統一事業の参加者数が増える等、子どもを対象とした事業のニーズは高くあります。なお、港区子ども会連合会に加盟する子ども会は一定水準での活動を継続しています。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 子ども会活動は各自治体で自主的に行われており、自治体から補助金等の支援がされている例も多くあります。   |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 青少年の健全育成は、地域での取組によるところが大きく、区がその自主的活動を支えることは必要です。港区の子ども会は団体数も少なく、団体ごとの規模も小さいので、統一事業等区からの支援が必要不可欠です。   |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 子ども会連合会内部では、子ども会の活性化を望み活発に会議が持たれていますが、地域のつながりが希薄になる中、新規団体の掘り起こしが難しい状況にあります。また、既存団体についても、担い手の問題があり、現状維持の傾向にあります。  |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 各子ども会がより積極的な活動を実施していくためにも、既存団体相互の連絡、連携を強める必要があります。平成28年度に新規加盟した子ども会の台場地区での取組を会議で情報共有するなどし、地域性に見合った活動支援を行っていきます。  |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 必要性            | 4   | 地域密着、異年齢集団での活動を青少年に提供するために子ども会活動は必要な取組ですが、団体規模等から単独での活動存続が難しい団体もあり、活動補助や統一事業の実施等、事業継続の必要性があります。   |
| ② 効果性            | 4   | 各子ども会の規模はそれほど大きくないため、事業の対象となる青少年は多くありませんが、それぞれが青少年の健全育成に資する活動を実施しています。                            |
| ③ 効率性            | 4   | 各子ども会の活動は、中心となる指導者の取組に支えられる部分が大きいため、その指導者への謝礼により支援する方式は効果的です。また、統一事業は、各子ども会の連携強化と対外アピールにつながっています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |  |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）       | <p>統一事業の参加実績から見ても、子ども会に所属はしないものの、地域のイベントに興味を持ち、参加意欲のある子育て世代が区内に増加していることがわかります。この気運を更に盛り上げるため、小規模ながらも地域密着の活動を行う各子ども会を支援することは、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」ことを推進する区において必要な取組であり、継続とします。</p> <p>今後も、各子ども会がより積極的な活動を実施し、地域へと波及していくことが可能となるよう、支援の在り方を検討しながら、事業を継続していきます。</p> |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 |  |
| ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載        |  |
| ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載         |  |

No 297

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象    |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | みなとキャンプ村                     | 開始年度 | 昭和 52 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当        |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験を通して、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場とします。  |
| 事業の対象 | 港区青少年対策地区委員会(10地区)、参加区民(概ね小学3年生～中学3年生の子ども及び指導者等)   |
| 事業の概要 | 青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。区が夏休みの一定期間(2泊3日の2ローテーション)のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸し出し等を行います。募集やプログラムは、各地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段味わえない体験の機会を青少年に提供します。 |
| 根拠法令  |  |

| 事業の成果             |   |      |     |        |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|---|------|-----|--------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指 標               | 指標1   | 参加数  |     |        | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定 | 実績  | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度  | 560  | 578 | 103.2% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度  | 560  | 561 | 100.2% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度  | 560  | —   | —      | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | <p>毎回多くの子どもたちが参加し、参加者からも好評を得ています。<br/>           基本的には各地区ごとにプログラムを実施していますが、合同でキャンプファイヤー・花火大会等を自主的に企画し、参加者及びリーダーの交流も図られています。</p> |      |     |        |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |   |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |
|---------------|---|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
| 年度            | 予算状況  |       |       |      |    |     |     |      |       | 決算状況  |     |
|               | 当初予算額   | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用  | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度        | 6,413   | 6,413 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0   | 0    | 6,413 | 6,281 | 98% |
| 平成28年度        | 7,446   | 7,446 | 0     | 0    | 0  | 0   | 302 | 0    | 7,748 | 7,420 | 96% |
| 平成29年度        | 7,353   | 7,353 | 0     | 0    | 0  | 0   | —   | —    | —     | —     | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 | <p>ここ数年の観光バス事故等を受け、バス業界全体が安全対策を向上させたこと等により、平成28年度以降、バスの借上げ経費が増額しています。</p> |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 区と各地区委員会の役割を明確にし、最低限必要な医薬品やプログラムに用いる物品等については、各地区委員会で用意していただくようにしています。  |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 都心では味わえない自然とのふれあいや野外体験へのニーズは高く、参加者数も増加しています。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 23区においても約半数の区で同様の事業を実施していますが、地区委員会合同の統一事業として実施している例はあまりありません。  |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 青少年の健全育成は、地域での取組によるところが大きく、区がその活動を支えることは必要です。キャンプ場借上げやバスの手配等、全体調整事項を経費も含め区が担うことで、各地区委員会の負担を軽くし、プログラム内容の充実を図ることができています。     |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 近年のバス事故などの影響から、バスの雇い上げ料金が値上がりしており、課題の一つではありますが、安全面を第一に考えると、必要経費と考えられます。また、地域のリーダー育成については、若者層を掘り起こすための支援の在り方が、今後の課題となっています。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 引き続き、地区委員会と連携を図り、それぞれの役割分担の中で効果を高めていきます。   |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 5   | 例年、参加者から好評を得ている事業であり、地区委員会の年間の活動の中でも中心的なものとなっていることから、事業の継続は必要です。   |
| ② 効果性            | 5   | 郊外でのキャンプは、都会では経験することが難しい体験が可能であり、事業目的を達成する上で効果的な事業です。地区合同で実施することで、より広い交流が図られています。                                      |
| ③ 効率性            | 4   | 2ローテーションの合同実施とすることで、キャンプ場全体を貸切り使用することができ、多様なプログラム実施が可能となるほか、地区ごとの交流も図られています。区と地区委員会の役割分担ができており、各地区委員会で主体的に事業が実施されています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |  |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | みなとキャンプ村は地域の青少年が年齢や学校という枠を超えて、様々な交流ができる貴重な場です。また、野外活動の中で団体生活を経験し、さまざまなことを学ぶ機会を提供することは、青少年の健全育成に資する取組であるため、継続とします。地区のリーダーの育成に資する事業でもあることから、今後も地区委員会と連携を図り、積極的に支援していきます。 |
|-------------------------|--|

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載  
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載  
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 298

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |          |
|-------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 青少年関係団体指導者等賠償責任保険            | 開始年度 | 昭和 60 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当        |      |          |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 区で活動する青少年関係団体（PTA・地区委員会・子ども会・町会・少年スポーツ団体など）の責任者や指導者が安心して活動できるように、区が保険料を全額負担し、団体の青少年健全育成活動中に損害賠償責任を負ったり自ら死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険の補償を行います。  |
| 事業の対象 | 区内青少年関係団体の指導者等  |
| 事業の概要 | <p>青少年関係団体の指導者等が活動中に損害賠償責任を負ったり、自ら死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険に加入します。</p> <p>（賠償責任保険）<br/>団体の責任者や指導者が、活動の参加者や第三者の身体・物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の保険</p> <p>（傷害保険）<br/>団体の責任者や指導者が、青少年健全育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故だけがをした場合、または死亡した場合の保険</p> |
| 根拠法令  | 港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険取扱要綱   |

| 事業の成果             |  |       |    |        |        |        |    |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|-------|----|--------|--------|--------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 加入団体数 |    |        | 指標2    | 保険該当事数 |    |        | 指標3    |      |    |     |
|                   |  | 当初予定  | 実績 | 達成率    |        | 当初予定   | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度   | 90    | 88 | 97.8%  | 平成27年度 | 2      | 3  | 150.0% | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 90    | 89 | 98.9%  | 平成28年度 | 2      | 2  | 100.0% | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度            | 90   | —     | —  | 平成29年度 | 2      | —      | —  | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 加入団体からは、活動に安心して取り組むことができると好評を得ています。なお、毎年数件の保険対象事故が起き、保険金が支払われています。 |       |    |        |        |        |    |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |       |       |      |    |     |    |      |       |       |      |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|------|
| 年度            | 予算状況  |       |       |      |    |     |    |      |       | 決算状況  |      |
|               | 当初予算額 | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率  |
| 平成27年度        | 1,153 | 1,153 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,153 | 1,153 | 100% |
| 平成28年度        | 1,153 | 1,153 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,153 | 1,153 | 100% |
| 平成29年度        | 1,153 | 1,153 | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —     | —     | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |       |       |      |    |     |    |      |       |       |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 保険加入団体が、他の賠償責任保険に加入している場合は、他の保険を優先し、不足分を本保険から適用することとしています。   |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 青少年団体が安心して活動するために必要な保険であり、区内団体に定着しています。特に賠償責任保険については、保護者との関係性が複雑化する中、今後も高い需要が見込まれます。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 他自治体でも同様の保険事業を実施しています。   |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 青少年の健全育成は、地域での取組によるところが大きく、区がその活動を支えることは必要です。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 前年度に申請のあった団体に対し、継続確認の案内をしていますが、団体内の担当変更等により、申請が抜け落ちてしまうことがあります。<br>また、通称名を「ボランティア保険」とし、すでに加入している団体には定着していますが、新規の方については、災害等のボランティア活動に対する保険と混同する人が多くいます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 年度当初に継続確認を行っていますが、4月の受付以降も、随時申請を受け付けていきます。また、新規入会時の説明、対応をきめ細やかに行っていきます。  |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 青少年団体の自主的な活動を区が後方支援することは、青少年の健全育成という目的に適合して、必要です。                  |
| ② 効果性            | 4   | 加入団体からは、活動に安心して取り組むことができると好評を得ています。                                |
| ③ 効率性            | 4   | 区が一括して保険に加入することにより、個別に加入するより保険料を低く抑えることができるとともに、加入手続きの簡略化が図られています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合                                    |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  | 各青少年団体の活動は指導者等のボランティアによって支えられており、安心して活動に取り組んでいただき、その負担を軽減することが区の支援となるため、継続とします。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

No 299

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象    |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | ひきこもり対策                      | 開始年度 | 平成 21 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当        |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 近年、社会参加や対人交流を避けて自宅を中心とした生活を送る「ひきこもり」が子ども・若者に増加しているといわれ、社会的な課題となっています。平成21年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への適切な支援施策を推進します。 |
| 事業の対象 | 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその保護者  |
| 事業の概要 | 「港区子ども・若者支援地域協議会」を開催し、地域及び区関係部署の連携を強化します。ひきこもり等をテーマとした講演会を実施します。電話や窓口でのひきこもりに係る相談に対し、東京都や関連団体の関連事業を紹介し、支援を行います。                                |
| 根拠法令  | 子ども・若者育成支援推進法<br>港区子ども・若者支援地域協議会設置要綱   |

| 事業の成果             |   |             |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |
|-------------------|---|-------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標               | 指標1   | 講演会参加者数（延べ） |    |        | 指標2    |      |    |        | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定        | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度  | 100         | 80 | 80.0%  | 平成27年度 |      |    |        | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度  | 100         | 64 | 64.0%  | 平成28年度 |      |    |        | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度            | 100   | —           | —  | 平成29年度 |        | —    | —  | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | <p>子ども・若者育成支援地域協議会は、主任児童委員や青少年委員と区関係部署の情報共有、連携強化の場となっており、学識経験者からの助言等もいただきながら、支援の充実に向けた活発な議論がなされています。</p> <p>また、ひきこもり等の子どもや若者が有する困難な課題をテーマとした講演会については、みなと保健所と共催で年2回開催しており、実際に悩まれているご家族や支援に携わる方にご出席いただき、アンケート等からも話を聞けて良かったとの声を多くいただいています。</p> |             |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度            | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|               | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成27年度        | 178   | 178  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 178  | 138  | 78% |
| 平成28年度        | 133   | 133  | 0     | 0    | 0  | 0   | -1 | 0    | 132  | 112  | 85% |
| 平成29年度        | 126   | 126  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等                     |   |
|----------------------------------|---|
| コスト削減の余地<br>工夫・余                 | 地域協議会での議論をもとに、講演会等の啓発事業に取り組んでいます。また、ひきこもり等の相談があった際には、東京都やNPO等が実施する各種事業から適切な機関を紹介するなど、外部機関と連携した取組を進めています。            |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)           | 問題が表面化されにくく、ニーズの把握が困難ですが、講演会出席者のアンケートからも、実際に支援を必要としている方が確実にいることが分かります。  |
| 他団体等の<br>取組状況<br>(類似事業の有無)       | 東京都において、電話やメールによる相談事業、訪問相談の実施、講演会の開催等の取組を行っています。また、各区市町村においては、それぞれ講演会や相談会等を実施しているほか、関係NPO団体による支援も行われています。           |
| 区関与の必要性<br>(実施する必要性)             | ひきこもりという問題の特性上、行政が対応可能な部分とそうでない部分があります。今後の協議会での意見交換等も踏まえ、行政の立場での対応をさらに検討する余地はありますが、相談者を適切な機関につなげる等、区の支援が必要な役割があります。 |
| 前年度の最終評価<br>及び付帯意見               | 継続  |
| 事業の課題                            | 増加する「ひきこもり」の子ども、若者に対しての直接的な支援は困難ですが、ひきこもりの問題を取り巻く家族や周囲の人へのサポートを丁寧に行っていくことが、当事者への支援とつながっていくと考えます。                    |
| 次年度へ向けた<br>事務の改善点<br>(付帯意見への対応等) | 今年度も東京都に巡回電話相談会を依頼したり、ひきこもり支援機関を利用した相談者について、ケース検討会議を開催するなどし、関係機関や地域資源との連携を強化していきます。                                 |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | ひきこもりの実態は掴みづらく表面化する件数は少数ではありますが、支援を必要とする人は確実に存在することから、今後も関係機関と連携した支援の必要性があります。                                     |
| ② 効果性            | 4   | 協議会は、学識経験者からの助言や、委員間での情報共有、意見交換により、地域と区の連携強化につながっています。講演会は一定の参加があり、内容も好評を得ていますが、潜在的なニーズが掴みづらいため、その効果も把握が難しい面があります。 |
| ③ 効率性            | 4   | 対象や実態を掴みづらい問題であることから、関係機関や地域との連携が重要であり、協議会の開催はその強化につながっています。また、講演会は、潜在的に支援を必要とする方に対し門戸を広げることにつながります。               |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 総合評価                                  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合   |
| 所管課による<br>評価の理由<br>(事業に対する<br>取組方針)   | ひきこもり等、困難を抱える若者の増加は現在も社会問題となっており、協議会における地域と区の連携強化や講演会の実施は、困難を有する子ども・若者への支援につながっていることから、継続とします。 |
| ※「拡充」「改善」の<br>場合は拡充・改善<br>する具体的な内容を記載 |  |
| ※「継続」の場合は継続<br>する具体的な理由を記載            |  |
| ※「統合」の場合は統合対象<br>事務事業名を記載             |  |

N o 300

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象    |                               |      |          |
|---------|-------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 成人の日記念のつどい                    | 開始年度 | 昭和 27 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当         |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長               |      |          |
| 基 本 政 策 | 3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる     |      |          |
| 政 策 名   | (12) コミュニティ活動のための多様な場と機会を確保する |      |          |
| 施 策 名   | ① コミュニティ活動の機会の充実              |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 成人という節目のときを迎えた青年を祝い励ますことにより、明日を担う「おとな」としての自覚と責任感を持つ若者を育成します。                             |
| 事業の対象 | 港区在住の新成人及び、区外転出者で出席希望のあった新成人   |
| 事業の概要 | 第一部は式典、第二部は懇談と実行委員会（公募新成人、青少年委員、明るい選挙推進委員等）が企画・運営する催し物を実施しています。実行委員会形式は、昭和52年度から実施しています。 |
| 根拠法令  |  |

| 事業の成果             |  |        |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|--|--------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指 標               | 指標1  | 新成人参加率 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |  | 当初予定   | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度   | 55     | 51 | 92.0% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 55     | 50 | 91.6% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度   | 55     | —  | —     | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | <p>第1部の式典では、平成19年度より着席方式とすることで、私語が減少し、ホテルという場所柄と厳粛な雰囲気の中、成人としての自覚が強まるという声が聞かれています。</p> <p>第2部の軽食ビュッフェ及び実行委員企画についても、久しぶりに会う友人等と交流しながら楽しい時間を過ごせると好評を得ています。</p> |        |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |       |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
| 年度            | 予算状況  |       |       |      |    |     |     |      |       | 決算状況  |     |
|               | 当初予算額 | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用  | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度        | 6,346 | 6,346 | 0     | 0    | 0  | 0   | -75 | 0    | 6,271 | 6,138 | 98% |
| 平成28年度        | 7,290 | 7,290 | 0     | 0    | 0  | 0   | -23 | 0    | 7,267 | 7,149 | 98% |
| 平成29年度        | 7,035 | 7,035 | 0     | 0    | 0  | 0   | —   | —    | —     | —     | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |       |       |       |      |    |     |     |      |       |       |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | 区外転出者の出席者数を見込んで、新成人対象者の人数の動向を予想し、それに合わせた経費を算定しています。また、第2部の実行委員企画については、新成人を中心とした実行委員が意見を出し合い、限られた予算の中で趣向を凝らした企画内容を検討しています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 平成27年度以降ここ数年(平成35年頃まで)は、対象人口が少ない年代となります。例年の催しが参加者から好評を得ていることから、今後も現在のホテルを会場とした実施形態の需要が高いものと予想されます。                        |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 23区はすべての自治体で実施しています。当日の出席率はおおむね40~60%であり、内容や会場設定、新成人が実施の計画に関わるようにする等、各自治体が工夫しながら実施しています。                                  |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 全国的に地方自治体が実施しています。区が主催することで、幅広い周知が可能となるとともに、公共性・公益性を保った事業とすることができます。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 当日の参加率が50%台の参加率を維持できるよう、公募の新成人実行委員とともに、魅力的な内容を検討することが必要です。また、対象人口が増加し、参加人数が増加した時にも対応できるよう、実施形態等、見直しをもった運営を検討していきます。       |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 今後数年は、人口減少期の成人が対象となりますが、その後徐々に対象人口が増えることが予想されています。事業実績を積む中で、対象人数が増加した時に対応できるよう、実施形態等、見直しをもった運営を行います。                      |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 5   | 節目における催しは、成人を迎えた青年を励まし、「おとな」としての自覚と責任感を持つ若者を育成するという目的に適合し、区民のライフイベントを盛り上げる意味で必要です。                         |
| ② 効果性            | 4   | 当日は新成人対象者の約半数が出席しており、会場設定の工夫により厳肅な雰囲気の中で実施することができています。   |
| ③ 効率性            | 4   | 実行委員形式で準備を進めることで、当事者の意見を取り入れ、参加者の意向に添う企画とすることが可能となっています。また、ホテルを会場として実施することで、大きな規模のイベントを円滑に運営することを可能としています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |  |
|---|--|
| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |  |

|   |  |
|---|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 全国的に実施されており、新成人のみでなくその保護者や地域にも定着したニーズの高い事業であることから、今後も継続とします。 |
|---|--|

No 301

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

|         |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 子ども110番                      | 開始年度 | 平成 16 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課青少年育成担当        |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 子どもが不審者等から追いかかれた場合等身の危険を感じた時に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報して子どもの安全を図る仕組みです。区は協力者見舞金制度を設けることにより協力者を増やしやすくし、子どもの安心安全対策の向上を図ります。   |
| 事業の対象 | 子ども、区立小学校PTA、子ども110番協力者   |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>区立小学校PTAが地域の個人・事業所に加入をお願いし、加入者には協力者シールを屋外に貼ってもらいます。</li> <li>協力者が協力したことにより、人的・物的被害を受けた場合は、区が加入する補償保険の約款に基づいて、見舞金を支給します。</li> <li>区は区立小学校区ごとの協力者マップを作成し、各区立小学校児童等に配布します。</li> </ul> |
| 根拠法令  | 港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱   |

事業の成果

| 指 標    | 指標1    | 協力者数  |       |        | 指標2    |      |    |        | 指標3    |      |    |     |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
|        |        | 当初予定  | 実績    | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|        | 平成27年度 | 1,300 | 1,210 | 93.1%  | 平成27年度 |      |    |        | 平成27年度 |      |    |     |
| 平成28年度 | 1,300  | 1,246 | 95.8% | 平成28年度 |        |      |    | 平成28年度 |        |      |    |     |
| 平成29年度 | 1,300  | —     | —     | 平成29年度 |        | —    | —  | 平成29年度 |        | —    | —  |     |

成果の概要  
(指標の説明等)

協力事業所等の閉店や移転等により、毎年脱退となる協力者が出る中、区立小学校PTAの呼びかけにより新規加入協力者を確保し、一定の協力者数を維持しています。各地域やPTAでは、子ども110番協力者を訪問しながら、子どもと一緒に通学路の安全を確認するなどの取組も行われており、子どもや保護者の安全意識向上にも寄与しています。また、平成28年度には、港区のながら見守り連携事業者として協定を結んだセブンイレブンが、全店舗子ども110番協力施設となりました。  
なお、子ども110番協力者が逃げ込んだ子どもを保護したり、協力者に見舞金を支給するようなケースは起きていません。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度     | 予算状況  |       |       |      |    |     |     |      |       | 決算状況  |      |
|--------|-------|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|------|
|        | 当初予算額 | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用  | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率  |
| 平成27年度 | 1,262 | 1,262 | 0     | 0    | 0  | 0   | -20 | 0    | 1,242 | 1,242 | 100% |
| 平成28年度 | 1,144 | 1,144 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0   | 0    | 1,144 | 1,139 | 100% |
| 平成29年度 | 1,342 | 1,342 | 0     | 0    | 0  | 0   | —   | —    | —     | —     | —    |

予算・決算に関する特記事項

平成29年度予算確定後、協力者への継続確認方法を変更し、確認用の往復はがきを印刷しました。そのため、当初予定していた110番シール印刷は次年度に見送りました。

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 平成24年度に全学校区域のマップを掲載した冊子形式とし、全校児童に配布した後、児童用には新1年生分のみ配布することとしたほか、区ホームページにデータを掲載し必要に応じて活用していただくなど、工夫しています。平成29年度以降のマップ印刷、配布先についてはPTAと協議をし、効果的な方法を検討していきます。              |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 地域の安心安全への関心が高まる中、地域ぐるみで子どもを見守る本事業への需要は、今後も高まっていくものと予想されます。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 各自治体で同様の事業を実施しています。  |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 子どもの安全の確保は、地域全体で取り組むべき事項であり、保護者（PTA）と区が連携して実施することが重要です。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | PTAの負担が大きく、課題となっていた「個別訪問による協力者の継続確認」については、平成29年度から区が往復はがきを送付し、確認する方法に変更することで、解消できました。<br>協力者を確保するための啓発方法や、マップの作成や、配布対象のあり方、配布後の活用方法等、引き続き、PTAと協議・検討し、情報共有を図る必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 平成29年度から協力者の継続確認方法を、区が往復はがきを送付して確認する方法に変更しました。PTAは、協力者の新規開拓や110番事業の啓発活動を行います。<br>地図の作成や、配布方法については、引き続きPTAと協議・検討していきます。   |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 必要性            | 5   | 子どもの安全の確保は、時代を問わず重要課題であり、保護者や地域と連携した本事業は、今後も継続していく必要があります。                |
| ② 効果性            | 3   | 実際に子どもが駆け込むといったケースはないものの、本事業を通し、地域ぐるみで安心安全への関心が高まっています。                   |
| ③ 効率性            | 4   | PTAと話し合い、協力者の継続確認方法や啓発活動について、事業の再構築を図ることで、PTAとの連携が強化し、事業効率が高まっていくと予想されます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |  |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
|------|--|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|  |  |
|--|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  | 区から送付する往復はがきで、協力者の継続確認を行うことで、PTAの負担軽減を図り、結果的に啓発活動を支援することにつながっています。<br>今後も子ども達の安心、安全な環境を守るために、事業を継続とします。<br>なお、協力者マップの配布対象や配布方法については、引き続きPTAと協議・検討していきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |  |

N o 302

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

|         |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 緊急メール配信事業                    | 開始年度 | 平成 24 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども家庭係         |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における通信手段を複数確保し、児童・保護者の安否情報や緊急連絡体制を強化します。   |
| 事業の対象 | 以下の施設を利用する児童の保護者<br>区立保育園、認定こども園、私立保育園、港区保育室、児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者子どもプラザ、放課GOクラブ、緊急暫定学童クラブ、子育てひろば、一時預かり事業等      |
| 事業の概要 | 災害時や緊急時等に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または各施設から安否情報や緊急情報を配信するとともに、登録者に対してアンケート形式で返信を求めることで、区や各施設において「迎えの可否」等を確認します。 |
| 根拠法令  |   |

事業の成果

| 指 標    | 指標1    | 登録アドレス件数 |       |        | 指標2    |      |    |        | 指標3    |      |    |     |
|--------|--------|----------|-------|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
|        |        | 当初予定     | 実績    | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|        | 平成27年度 | 20,000   | 6,260 | 31.3%  | 平成27年度 |      |    |        | 平成27年度 |      |    |     |
| 平成28年度 | 20,000 | 7,145    | 35.7% | 平成28年度 |        |      |    | 平成28年度 |        |      |    |     |
| 平成29年度 | 20,000 | —        | —     | 平成29年度 |        | —    | —  | 平成29年度 |        | —    | —  |     |

成果の概要  
(指標の説明等)

登録アドレス件数は当初予定には、届いていませんが、保育定員や学童クラブ定員が増加していること等から、登録アドレス件数は少しずつ増加しています。  
平成28年度は登録者及び各施設に対して、不審者情報などを79回、子ども家庭課から一斉送信しました。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度     | 予算状況  |       |       |      |    |     |    |      |       | 決算状況  |     |
|--------|-------|-------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|-----|
|        | 当初予算額 | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額  | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度 | 1,167 | 1,167 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,167 | 1,131 | 97% |
| 平成28年度 | 1,165 | 1,165 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 1,165 | 1,130 | 97% |
| 平成29年度 | 1,176 | 1,176 | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —     | —     | —   |

予算・決算に関する特記事項

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の余地                 | 区オリジナルのシステム構築ではなく、専門業者による安全で高品質のメールシステムを活用することで、コストの抑制を図れています。運用費のほかには、啓発チラシの印刷費のみであり、コスト削減の余地はありません。                             |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 東日本大震災以降、防災に関する区民の危機意識は高まっており、災害発生時における連絡体制の確立について、依然要望は高いです。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 他自治体、警察等で同様の取り組みを行っています。港区でも、防災課がみんなと安全安心メールを配信しているほか、同システムを共用し、教育委員会が「幼・小・中学校」及び「放課GO→」向けに、緊急メール配信サービスを実施しています。                  |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 区民の安全を確保するため、区民の防災知識や意識の向上に努める必要があります。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 緊急メールの配信は、子ども家庭課と施設両方から行うことができますが、施設からの配信機会はあまりありません。緊急時に効果的に活用できるよう、施設ごとのメール配信訓練の実施等、使用機会を増やし、施設長以外の職員にも制度や操作方法を理解、浸透させることが重要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 緊急時にこのシステムが効果的に活用されるように、施設の職員に制度や操作方法を理解、浸透させる機会を検討します。   |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 区からの緊急情報等の伝達手段の確保や、災害時の連絡体制を確立するためにも、事業の継続は必要です。     |
| ② 効果性            | 4   | 災害時等において、緊急情報や子どもの安否情報の配信・確認作業を迅速に行う手段として効果が高いと考えます。 |
| ③ 効率性            | 4   | 登録件数は十分とはいえませんが、システムの利便性やメールの情報伝達力から考えても効率性は高いです。    |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 総合評価                    | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急情報や安否情報の配信・確認を迅速に行うためにも、緊急メール配信サービスは有効なため、継続とします。</p> <p>単なる情報発信ツールではなく、緊急時において児童施設と保護者が相互に連絡をとる機能を有するため、登録者が増えるよう、引き続き、効果的な周知方法を検討していきます。</p> <p>この外、施設職員に操作方法を理解してもらうため、メール配信訓練の実施等についても検討します。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br/>         ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br/>         ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> |

No 303

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象    |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 家庭相談センター事業                   | 開始年度 | 平成 21 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当         |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ③ すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援 |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母親及び父親並びに寡婦の相談から自立までの一貫した支援を行い、併せてひとり親家庭における児童の健やかな育成を図ります。<br>また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力による被害者の相談、一時保護及び自立促進を図ります。   |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する者及び他自治体から避難してきたDV被害者  |
| 事業の概要 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいたひとり親家庭支援事業、家庭内で発生する様々な問題に関する相談、福祉資金貸付事業、DV法に基づいたDV被害者等の相談、相談証明の発行、支援措置等を含む配偶者暴力相談支援センター事業等を実施します。<br>相談員は、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者、法的な専門知識を持つ家庭相談員を配置することで専門性を発揮し、様々な相談に対応できるよう体制を整え、充実した相談業務を行っています。 |
| 根拠法令  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  |

| 事業の成果             |   |             |        |        |        |          |       |        |        |      |    |     |
|-------------------|---|-------------|--------|--------|--------|----------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標               | 指標1   | 母子・父子福祉相談件数 |        |        | 指標2    | 女性福祉相談件数 |       |        | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定        | 実績     | 達成率    |        | 当初予定     | 実績    | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度  | 3,000       | 3,805  | 126.8% | 平成27年度 | 1,000    | 968   | 96.8%  | 平成27年度 |      |    |     |
| 平成28年度            | 3,000   | 3,851       | 128.4% | 平成28年度 | 1,000  | 865      | 86.5% | 平成28年度 |        |      |    |     |
| 平成29年度            | 3,000   | —           | —      | 平成29年度 | 1,000  | —        | —     | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 産業カウンセラーやキャリアカウンセラー、臨床心理士等の有資格者である相談員、法的な専門知識を持つ家庭相談員が専門性を活かした相談対応、情報提供を行うとともに、関係機関と連携することで必要な支援を実施し、相談者の安全を守り、生活の自立を促すことができています。 |             |        |        |        |          |       |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |        |        |       |      |    |       |    |      |        |        |      |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-------|----|------|--------|--------|------|
| 年度            | 予算状況   |        |       |      |    |       |    |      |        | 決算状況   |      |
|               | 当初予算額  | 一般財源   | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他   | 流用 | 補正予算 | 予算現額   | 決算額    | 執行率  |
| 平成27年度        | 46,461 | 43,236 | 0     | 0    | 0  | 3,225 | 0  | 0    | 46,461 | 46,363 | 100% |
| 平成28年度        | 46,822 | 46,822 | 0     | 0    | 0  | 0     | 0  | 0    | 46,822 | 46,614 | 100% |
| 平成29年度        | 47,206 | 47,206 | 0     | 0    | 0  | 0     | —  | —    | —      | —      | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |        |        |       |      |    |       |    |      |        |        |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 相談から自立までの一貫した支援を実施するにあたり、資格を有する専門性の高い相談員を一日平均5人配置し質の高い対応を行っています。業務委託するには妥当なコストで、削減の余地はありません。           |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 家庭相談、母子・父子福祉相談、女性相談の延べ相談件数は毎年度5,000件を超えています。また、継続的な支援が必要なケース等が多く、対応が複雑になっています。                         |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 23区で配偶者暴力相談支援センターを設置している区は、11区(港区を除く)です。   |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 家庭形態の多様化・複雑化やDV・ストーカー被害者等の認識が広まる中で、家庭に関する相談ニーズは高まるが見込まれます。特にDV被害者等に対し、親子の安全を確保し、相談から自立までの一貫した支援が不可欠です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 相談員の専門性の向上と質の高い相談支援対応のスキルを維持することが課題です。   |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 引き続き、質の高い相談支援対応を維持するため、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者、法的専門知識を有する家庭相談員を配置するとともに、対応力のスキルアップを行います。                   |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 必要性            | 5   | 離婚やDVをはじめ、母子・父子家庭、女性の相談事業、ひとり親家庭支援事業等の利用は多く、相談者の身の安全に関わる案件もあるため、事業の必要性は極めて高くなっています。 |
| ② 効果性            | 5   | 家庭内で発生する問題の相談は多様で複雑化しており、特にDV相談は、専門性の高い相談員が、相談から保護、自立までの一貫した支援を効果的に実施しています。         |
| ③ 効率性            | 4   | 相談業務に専門的スキルを有する相談員を配置し対応することは、非常に効率的かつ効果的です。  |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
|---|---|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |   |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br><br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載   | 家庭相談、母子・父子福祉相談、女性相談の相談事業及びひとり親家庭支援事業等について質の高い対応を維持するためには、産業カウンセラーやキャリアカウンセラー、臨床心理士、法的な専門知識を有する家庭相談員による対応が不可欠です。これにより専門性を活かした相談対応、情報提供、支援等を適切に行うことができるため、継続とします。 |

No 304

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |         |
|-------|------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | 子ども医療費助成                     | 開始年度 | 平成 4 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども給付係         |      |         |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |         |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |         |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |         |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |         |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 子どもに係る医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。  |
| 事業の対象 | 次の要件に該当する、中学3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人<br>・保護者、子どもとも港区に住んでいること<br>・日本の公的な健康保険に加入していること  |
| 事業の概要 | 病院等で健康保険による診療を受けたときに支払う医療費の、自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。<br>助成方法としては、都内医療機関受診時の医療証の提示により自己負担分を助成する「現物給付」と、受診後自己負担分の領収書により償還払いする「現金給付」があります。<br>本事業は平成5年1月1日、3歳未満を対象として開始しました。翌平成6年1月の都補助事業開始により、平成5年12月まで18区6市での実施であったものが、都内全域での実施になりました。特別区については平成19年度から、財政調整交付金算入事業となっています。 |
| 根拠法令  | 港区子ども医療費助成条例  |

| 事業の成果             |   |         |        |        |        |         |         |         |        |        |    |     |
|-------------------|---|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|----|-----|
| 指標                | 指標1   | 医療証受給者数 |        |        | 指標2    | 医療費助成件数 |         |         | 指標3    |        |    |     |
|                   |   | 当初予定    | 実績     | 達成率    |        | 当初予定    | 実績      | 達成率     |        | 当初予定   | 実績 | 達成率 |
|                   |   | 平成27年度  | 29,500 | 31,399 | 106.4% | 平成27年度  | 398,250 | 433,041 | 108.7% | 平成27年度 |    |     |
|                   | 平成28年度  | 30,000  | 32,753 | 109.2% | 平成28年度 | 400,000 | 482,610 | 120.7%  | 平成28年度 |        |    |     |
|                   | 平成29年度  | 32,000  | —      | —      | 平成29年度 | 450,000 | —       | —       | 平成29年度 |        | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育てにかかる経済負担を軽減し、少子化対策として一定の成果を上げていると考えます。 |         |        |        |        |         |         |         |        |        |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |           |           |       |      |    |       |        |      |           |           |      |
|---------------|-----------|-----------|-------|------|----|-------|--------|------|-----------|-----------|------|
| 年度            | 予算状況      |           |       |      |    |       |        |      |           | 決算状況      |      |
|               | 当初予算額     | 一般財源      | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他   | 流用     | 補正予算 | 予算現額      | 決算額       | 執行率  |
| 平成27年度        | 940,328   | 937,828   | 0     | 0    | 0  | 2,500 | 56,504 | 0    | 996,832   | 986,976   | 99%  |
| 平成28年度        | 1,004,832 | 1,004,831 | 0     | 0    | 0  | 1     | 64,606 | 0    | 1,069,438 | 1,066,270 | 100% |
| 平成29年度        | 1,151,027 | 1,151,026 | 0     | 0    | 0  | 1     | —      | —    | —         | —         | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |           |           |       |      |    |       |        |      |           |           |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育てにかかる経済負担を軽減することで、少子化対策としても一定の成果を上げているため、コスト削減にはなじまないと考えます。  |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 人口増加に伴い、需要は増加傾向にあります。<br>議会において「港区高校生等の医療費の助成に関する条例」の発案審議が継続中です。   |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 全都一体とした制度運営が行われており、区内全域について概ね同様の取り組みを行っていますが、特別区においては所得制限を設けていません。また、千代田区及び北区については、対象を高校生まで拡大しています。（北区は入院費のみ）<br>都内の市町村に対しては、都から経費の一部が補助されており、特別区については財政調整交付金算入事業となっていますが、共通にすべき事項については、都区で協定を締結しています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 病院等で健康保険による診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成するため、区以外の実施は困難と考えます。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 増加傾向にある助成費用の抑制のため、罹患予防等についての普及啓発も必要です。   |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 国が実施を予定している子育てワンストップサービスでの子育てサービス導入を踏まえ、子ども医療費助成事業の電子申請の可否と効率的な事務処理について、検討が必要です。   |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 区民ニーズは高く、事業の継続が必要です。                                 |
| ② 効果性            | 4   | 事業創設以降、受給者は概ね増加傾向にあり、効果はあると考えます。                     |
| ③ 効率性            | 4   | 全都一体とした制度運営のため、都が審査機関及び医療機関との協定締結を行っており、効率性が高いと考えます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |  |
|---|--|
| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |  |

|   |   |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）<br><br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 全国の自治体で実施している事業です。制度創設以降、区では対象者の拡大を進めてきたため、区民ニーズも高いものとなっており、事業継続は必要ですが、増加を続ける助成費用を抑制するために、罹患予防等について普及啓発も必要です。 |
|---|---|

No 305

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象    |                              |      |          |
|---------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名   | 出産費用の助成                      | 開始年度 | 平成 18 年度 |
| 所 属     | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども給付係         |      |          |
| 所 管 課 長 | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基 本 政 策 | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政 策 名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施 策 名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 出産に係る分娩費及び入院費の一部を助成することにより、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。  |
| 事業の対象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを出産した保護者で、次の全ての要件に該当する人</li> <li>・保護者が出産した日以前から港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること（父・母いずれかの居住でも可）</li> <li>・生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること</li> <li>・母が日本の公的な健康保険に加入していること（出産育児一時金の給付が前提であるため、母の加入が必須）</li> </ul>   |
| 事業の概要 | <p>出産に係る分娩費及び入院費等の一部を助成します。</p> <p>【限度額】<br/>単胎の場合：60万円、多胎の場合：60万円に、子どものうち1人を除いた1人につき20万円を加算した額<br/>※助成額は、限度額から出産育児一時金を差し引いた額</p> <p>【助成対象経費】<br/>出産(妊娠85日以上)の流産及び死産(母体保護法(昭和23年法律第156号)に基づく人工妊娠中絶を含む。)に係る分娩費及び入院費等の一部</p> <p>【事務手続き】<br/>出産後、所定の申請書に必要書類を添えて区に申請</p> <p>【その他】<br/>所得制限なし 出産後1年以内に申請が必要</p> |
| 根拠法令  | 港区出産費用助成事業実施要綱  |

| 事業の成果             |                               |       |       |        |        |       |       |        |        |         |         |        |
|-------------------|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|
| 指 標               | 指標1                           | 認定数   |       |        | 指標2    | 受給者数  |       |        | 指標3    | 平均助成額   |         |        |
|                   |                               | 当初予定  | 実績    | 達成率    |        | 当初予定  | 実績    | 達成率    |        | 当初予定    | 実績      | 達成率    |
|                   | 平成27年度                        | 2,320 | 2,407 | 103.8% | 平成27年度 | 2,280 | 2,315 | 101.5% | 平成27年度 | 136,000 | 133,424 | 98.1%  |
|                   | 平成28年度                        | 2,350 | 2,483 | 105.7% | 平成28年度 | 2,300 | 2,434 | 105.8% | 平成28年度 | 136,000 | 141,758 | 104.2% |
|                   | 平成29年度                        | 2,450 | —     | —      | 平成29年度 | 2,400 | —     | —      | 平成29年度 | 138,000 | —       | —      |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 経済負担の軽減を図るため、出産費用の一部を助成しています。 |       |       |        |        |       |       |        |        |         |         |        |

| 事業費の状況(単位：千円) |         |         |       |      |    |     |        |      |         |         |      |  |
|---------------|---------|---------|-------|------|----|-----|--------|------|---------|---------|------|--|
| 年度            | 予算状況    |         |       |      |    |     |        |      |         | 決算状況    |      |  |
|               | 当初予算額   | 一般財源    | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用     | 補正予算 | 予算現額    | 決算額     | 執行率  |  |
| 平成27年度        | 315,814 | 315,814 | 0     | 0    | 0  | 0   | 5,349  | 0    | 321,163 | 321,151 | 100% |  |
| 平成28年度        | 308,450 | 308,450 | 0     | 0    | 0  | 0   | 36,778 | 0    | 345,228 | 345,039 | 100% |  |
| 平成29年度        | 381,693 | 381,693 | 0     | 0    | 0  | 0   | —      | —    | —       | —       | —    |  |
| 予算・決算に関する特記事項 |         |         |       |      |    |     |        |      |         |         |      |  |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | 子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育てにかかる経済負担を軽減することで、少子化対策としても一定の成果を上げているため、コスト削減にはなじまないと考えます。   |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 需要は増加傾向にあります。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 世田谷区：第3子以降の出産費の一部助成(助成額は、限度額48万円から出産育児一時金等を控除した額)※申請時点で世田谷区民であること<br>渋谷区：ハッピーマザー出産助成金(1人の出産につき8万円を支給。加入健保から付加給付が支給される場合はその額を控除した額)※母子が渋谷区民であること |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 国民健康保険法や社会保険各法によって支給される給付金を控除した額を助成しており、全国平均より高額となっている出産費用の一部助成を区が実施することは、妥当と考えます。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 多胎出産については、限度額より出産一時金の額が高いため、助成対象となっておりません。加算額の検討が必要です。  |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 多胎出産の助成について、検討します。あわせて、その結果を踏まえた事務マニュアルを改善し事務処理の効率向上を図ります。  |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 必要性            | 4   | 高額な出産費用の一部を助成することで、安心して子どもを産み育てることができるため、区民ニーズは高く、事業の継続が必要です。 |
| ② 効果性            | 4   | 事業創設以降、受給者は概ね増加傾向にあり、出生率も向上しているため、効果はありと考えます。                 |
| ③ 効率性            | 4   | 出産後の申請により、出産費用の領収証等の根拠資料を基に助成額を決定するため、手法について効率性が高いと考えます。      |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 総合評価 | ○ 拡充    ● 継続    ○ 改善    ○ 廃止    ○ 統合 |
|------|--------------------------------------|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|  |   |
|--|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  | 平成26年10月以降の申請分から住所要件の居住年数を明確にする等、制度の見直しを図りました。<br>他自治体と比較して手厚い内容となっておりますが、区民ニーズも高いことから、事業継続が必要です。<br>なお、課題となっている多胎出産の助成について、現在、検討を進めています。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

No 306

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |          |
|-------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 児童育成手当                       | 開始年度 | 昭和 46 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども給付係         |      |          |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施策名   | ① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進   |      |          |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 育成手当及び障害手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童及び障害のある児童の福祉増進を図ります。  |
| 事業の対象 | <p><b>【育成手当】</b><br/>18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年中の所得が限度額未満の人。<br/>・父又は母が死亡している。・父又は母が生死不明である。・父又は母に1年以上遺棄されている。・婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生。・父母が離婚している。・父又は母が法令により1年以上拘禁されている。・父又は母が重度の障害を有する（身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）・父又は母が保護命令を受けている。</p> <p><b>【障害手当】</b><br/>20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母、又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年中の所得が所得限度額未満の人<br/>・「身体障害者手帳」1・2級程度・「愛の手帳」1・2・3度程度・脳性マヒ又は進行性筋萎縮症</p> |
| 事業の概要 | <p>育成手当は児童1人につき月額13,500円、障害手当は児童1人につき月額15,500円の手当を支給します。<br/>毎年6月の現況届により、支給継続の手続きを行っています。<br/>支給月は年3回、10月（6～9月分）・2月（10～1月分）・6月（2～5月分）です。</p> <p>本手当は、児童の福祉の増進を目的に、昭和44年に東京都の制度として創設された児童施策です。区市町村を実施機関として、各々が制定した規程に基づき、認定及び支給を行っています。支給要件としては都制度を準拠しており、財政調整制度算入事業となっています。</p>   |
| 根拠法令  | 港区児童育成手当条例  |

| 事業の成果             |  |       |       |        |             |             |             |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|-------|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 受給者数  |       |        | 指標2         | 支給額         |             |        | 指標3    | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   |  | 当初予定  | 実績    | 達成率    |             | 当初予定        | 実績          | 達成率    |        |      |    |     |
|                   | 平成27年度   | 1,569 | 1,534 | 97.8%  | 平成27年度      | 342,522,000 | 329,797,500 | 96.3%  | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 1,578 | 1,533 | 97.1%  | 平成28年度      | 332,900,000 | 322,780,000 | 97.0%  | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度            | 1,550  | —     | —     | 平成29年度 | 332,900,000 | —           | —           | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | ひとり親家庭の児童及び障害のある児童の福祉増進を図るとともに、経済的支援としての成果を上げています。 |       |       |        |             |             |             |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |         |         |       |      |    |     |        |      |         |         |      |
|---------------|---------|---------|-------|------|----|-----|--------|------|---------|---------|------|
| 年度            | 予算状況    |         |       |      |    |     |        |      |         | 決算状況    |      |
|               | 当初予算額   | 一般財源    | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用     | 補正予算 | 予算現額    | 決算額     | 執行率  |
| 平成27年度        | 342,522 | 342,522 | 0     | 0    | 0  | 0   | -5,349 | 0    | 337,173 | 329,797 | 98%  |
| 平成28年度        | 332,900 | 332,900 | 0     | 0    | 0  | 0   | -9,830 | 0    | 323,070 | 322,780 | 100% |
| 平成29年度        | 332,900 | 332,900 | 0     | 0    | 0  | 0   | —      | —    | —       | —       | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |         |         |       |      |    |     |        |      |         |         |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | ひとり親家庭の児童及び障害のある児童の福祉増進を図るとともに、ひとり親家庭等に必要な経済的支援でもあり、コスト削減になじまないと考えます。   |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | ひとり親家庭等の経済的支援としてニーズが高い事業です。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 全都的に同様の取組みがされており、財政調整交付金算入事業となっています。  |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 区が実施することは妥当と考えます。   |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 現状に至るまでの経過や、各家庭における経済状況をはじめとした諸事情を確認する必要がある等、プライバシーに踏み込む業務であるため、慎重な対応が必要です。所得制限があるため、障害児を育てる親の中には不公平感を感じている人もいます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 事務の効率化を図るため、申請書の見直しを検討しています。  |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 全都的な事業であり、ひとり親家庭等の支援策として、継続は必要です。  |
| ② 効果性            | 4   | ひとり親家庭等の経済的支援策として、効果はあると考えます。  |
| ③ 効率性            | 4   | 個々の家庭状況や障害状況を確認しますが、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度と併せても家庭訪問による実態調査を行うことができ、効率性は高いと考えられます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合          |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  | 全都的な事業であり、ひとり親家庭等の経済的支援として区民ニーズも高いものとなっており、事業継続は必要です。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 |   |

No 307

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |         |
|-------|------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | ひとり親家庭等医療費助成                 | 開始年度 | 平成 2 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課子ども給付係         |      |         |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |         |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |         |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |         |
| 施策名   | ③ ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実      |      |         |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ります。  |
| 事業の対象 | 次のいずれかの要件に該当する、ひとり親家庭等の父又は母（若しくは養育者）とその児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までただし、児童に障害がある場合は満20歳まで）で、かつ平成26年中の所得（申請日が平成29年1月1日以降は平成27年中の所得）が所得限度額未満の人。<br>・父又は母が死亡している。・父又は母が生死不明である。・父又は母に1年以上遺棄されている。<br>・婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生。・父母が離婚している。・父又は母が法令により1年以上拘禁されている。・父又は母が重度の障害を有する（身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）<br>・父又は母が保護命令を受けている。 |
| 事業の概要 | 病院等で健康保険による診療を受けたときに支払う医療費の、自己負担分（入院時の食事療養費を除く）を助成します。ただし、住民税課税世帯は一部負担金が発生します（平成13年1月から）。<br>助成方法としては、都内医療機関受診時の医療証の提示により自己負担分を助成する「現物給付」と、受診後自己負担分の領収書により償還払いする「現金給付」があります。<br>本事業は、平成2年4月に全都において開始されました。特別区については、平成19年度から財政調整交付金算入事業となっています。  |
| 根拠法令  | 港区ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例   |

| 事業の成果             |  |          |       |        |            |            |            |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|----------|-------|--------|------------|------------|------------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 医療証受給世帯数 |       |        | 指標2        | 医療費助成額     |            |        | 指標3    | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   |  | 当初予定     | 実績    | 達成率    |            | 当初予定       | 実績         | 達成率    |        |      |    |     |
|                   | 平成27年度   | 1,100    | 1,061 | 96.5%  | 平成27年度     | 56,933,000 | 58,918,846 | 103.5% | 平成27年度 |      |    |     |
| 平成28年度            | 1,100  | 1,028    | 93.5% | 平成28年度 | 56,252,000 | 58,372,252 | 103.8%     | 平成28年度 |        |      |    |     |
| 平成29年度            | 1,050  | —        | —     | 平成29年度 | 66,872,000 | —          | —          | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | ひとり親世帯親への医療費助成では、子ども医療費助成において対象とならない中学校卒業後から18歳までの児童の医療費を助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図っており、一定の成果を上げていると考えます。 |          |       |        |            |            |            |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |        |        |       |      |    |     |       |      |        |        |      |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|-------|------|--------|--------|------|
| 年度            | 予算状況   |        |       |      |    |     |       |      |        | 決算状況   |      |
|               | 当初予算額  | 一般財源   | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用    | 補正予算 | 予算現額   | 決算額    | 執行率  |
| 平成27年度        | 58,844 | 58,644 | 0     | 0    | 0  | 200 | 1,986 | 0    | 60,830 | 60,562 | 100% |
| 平成28年度        | 58,182 | 58,181 | 0     | 0    | 0  | 1   | 3,261 | 0    | 61,443 | 59,980 | 98%  |
| 平成29年度        | 68,931 | 68,931 | 0     | 0    | 0  | 1   | —     | —    | —      | —      | —    |
| 予算・決算に関する特記事項 |        |        |       |      |    |     |       |      |        |        |      |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | ひとり親家庭等の保健や福祉の向上を目的としており、コスト削減にはなじまないと考えます。  |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | ひとり親家庭等の経済的支援としてニーズは高く必要性はあります。  |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 全都一体とした制度運営が行われており、都内全域について概ね同様の取り組みを行っています。<br>市町村に対しては、都から経費の一部が補助されており、特別区については、平成19年度から財政調整交付金算入事業となりましたが、共通にすべき事項については、都区で協定を締結しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 病院等で健康保険による診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を助成するため、区以外の実施は困難と考えます。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 現状に至るまでの経過や、各家庭における経済状況をはじめとした諸事情を確認する必要がある等、プライバシーに踏込む業務であるため、慎重な対応が必要です。<br>増加傾向にある助成費用の抑制のため、罹患予防等について普及啓発も必要です。                        |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 事務の効率化を図るため、申請書の見直しを検討しています。   |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 区民ニーズは高く、事業の継続が必要と考えます。                              |
| ② 効果性            | 4   | ひとり親家庭の経済的支援としての効果はあると考えます。                          |
| ③ 効率性            | 4   | 全都一体とした制度運営のため、都が審査機関及び医療機関との協定締結を行っており、効率性が高いと考えます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |  |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | 東京都全域で実施している事業であり、ニーズも高いため、事業の継続は必要です。 |
|-------------------------|--|

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載  
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載  
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 308

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |          |
|-------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業           | 開始年度 | 昭和 57 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当         |      |          |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施策名   | ③ すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援 |      |          |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 小学生以下の児童がいるひとり親家庭の親や子が、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合に、ヘルパーやシッターを派遣し、生活の安定及び自立促進を図ります。   |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭   |
| 事業の概要 | <p>①1か月12回を限度とし、午前7時から午後10時までの間で1日1回利用できます。<br/>         育児支援は1時間から最大4時間まで<br/>         家事支援は1時間または2時間の単位</p> <p>②利用者の費用負担は所得に応じて0円から1,290円です。</p> <p>③利用の事由により、それぞれに証明書等の提出が必要です。<br/>         (就労証明、残業証明、冠婚葬祭の案内、診断書等)</p> |
| 根拠法令  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法<br>港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱   |

| 事業の成果             |  |          |       |        |        |         |     |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|----------|-------|--------|--------|---------|-----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | サービス利用回数 |       |        | 指標2    | 利用登録世帯数 |     |        | 指標3    | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   |  | 当初予定     | 実績    | 達成率    |        | 当初予定    | 実績  | 達成率    |        |      |    |     |
|                   | 平成27年度   | 6,000    | 5,144 | 85.7%  | 平成27年度 | 120     | 114 | 95.0%  | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 6,000    | 4,878 | 81.3%  | 平成28年度 | 120     | 121 | 100.8% | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度            | 6,000  | —        | —     | 平成29年度 | 130    | —       | —   | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 利用目的が適切であることの確認を書類提出等により徹底することで、家事支援のヘルパー及び育児支援のシッターを派遣し、事業の目的にあった支援を実施しました。 |          |       |        |        |         |     |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |        |        |       |      |    |     |      |      |        |        |     |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|------|------|--------|--------|-----|
| 年度            | 予算状況   |        |       |      |    |     |      |      |        | 決算状況   |     |
|               | 当初予算額  | 一般財源   | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用   | 補正予算 | 予算現額   | 決算額    | 執行率 |
| 平成27年度        | 59,605 | 59,605 | 0     | 0    | 0  | 0   | -179 | 0    | 59,426 | 42,117 | 71% |
| 平成28年度        | 45,712 | 45,712 | 0     | 0    | 0  | 0   | 0    | 0    | 45,712 | 36,351 | 80% |
| 平成29年度        | 43,427 | 43,427 | 0     | 0    | 0  | 0   | —    | —    | —      | —      | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |        |        |       |      |    |     |      |      |        |        |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | 平成26年度より育児支援の日曜日の利用時間数を削減し、利用者からの申請に対し港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱に沿った利用決定を徹底することで、全体のコスト削減を図っています。子どもの貧困問題とも密接に関わるため、適正な利用を徹底する以外、コスト削減の余地はありません。                          |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 就労状況により残業を行わなければならなかったり、親が急な傷病等で子どもの保育ができない場合など、ひとり親家庭にとっては就労継続や子育てに欠かせないサービスで、利用者からは好評であり、ニーズの高い制度となっています。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 23区中19区で同様の事業を実施しています。  |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 経済的な問題から、ひとり親家庭において必要な育児や家事の支援が得られない状況があつてはならないため、本制度による家事・育児の支援は必要です。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 子どもの貧困問題とも密接に関わるため、支援の内容や対象者については検証・検討が必要です。また、需要の多い事業であるため、財源の削減等は、段階を踏むことが必要です。<br>ホームヘルパーやベビーシッターの調整がつかず、利用申請に対して派遣できないことがあるため、派遣事業者の実績や経験を踏まえて検討するなど新たな事業者の開拓が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | ホームヘルパーやベビーシッターの調整がつかず、利用申請に対して派遣できないことがあるため、派遣事業者の実績や経験を踏まえて新たな事業者の開拓を行います。  |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | ひとり親家庭において必要な育児や家事ができない状況を支援するためには必要であり、生活の安定及び自立支援という事業目的には適合しています。 |
| ② 効果性            | 4   | 直接的な支援であるとともに、家事や育児を手助けしてくれる人がいるという精神的な支えとしても大きな効果があります。             |
| ③ 効率性            | 4   | ヘルパー及びシッター派遣という形態で、利用者からの申請(電子申請を含む)に対して必要な時に必要な量のサービスを適切に提供しています。   |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価  | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|---|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul> |                          |                                     |                          |                          |                          |

|   |   |
|---|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br><br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 平成26年度に利用時間数の上限を設定、平成27年度にはサービス利用時の根拠書類の必須化(理由を確認できる書類の添付)をすることで、真にサービスを必要とするひとり親家庭にサービスの提供ができるよう工夫してきました。<br>ひとり親家庭の生活の安定や自立支援、子どもの貧困対策という観点から本事業の継続は必須です。 |
|---|---|

No 309

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                               |      |         |
|-------|-------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | ひとり親家庭民間住宅あっせん事業              | 開始年度 | 平成 4 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当          |      |         |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長               |      |         |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む           |      |         |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する  |      |         |
| 施策名   | ③ すべての子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりの支援 |      |         |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 立ち退きを迫られ住居に困窮するひとり親家庭に公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅をあっせんすることにより、良好な居住環境の確保します。  |
| 事業の対象 | 港区に住所を有し、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭で、次の要件をすべて満たす人。<br>①港区内の民間賃貸住宅に居住し、契約期間内に立ち退きを要求されていること。または、保安上危険もしくは保健衛生上劣悪な住宅環境に居住していること。<br>②転居先が港区内の民間賃貸住宅であること。 |
| 事業の概要 | ①礼金相当額 ②仲介手数料相当額を助成します。  |
| 根拠法令  | 港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱   |

| 事業の成果             |  |       |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |
|-------------------|--|-------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 事業実施数 |    |        | 指標2    |      |    |        | 指標3    |      |    |     |
|                   |  | 当初予定  | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度                                     | 1     | 0  | 0.0%   | 平成27年度 |      |    |        | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度                                     | 1     | 0  | 0.0%   | 平成28年度 |      |    |        | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度            | 1  | —     | —  | 平成29年度 |        | —    | —  | 平成29年度 |        | —    | —  |     |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 平成28年度、問合せや相談はありましたが、対象とならなかったため、実績はありません。 |       |    |        |        |      |    |        |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |   |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |
|---------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度            | 予算状況                                      |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|               | 当初予算額                                     | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成27年度        | 185                                       | 185  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 185  | 0    | 0%  |
| 平成28年度        | 270                                       | 270  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 270  | 0    | 0%  |
| 平成29年度        | 270                                       | 270  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 | 平成27年予算は二人世帯の基本額が270千円に改正されたため、増額となっています。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | 必要最小限のコストとなっています。  |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 本事業は、対象者が契約期間中に立ち退きを迫られ、保証金が出ない場合となっており、生活保護は該当となりません。また、立ち退きの理由が家賃滞納によること等は対象とならず、民間住宅に転居せざるを得ないひとり親家庭に限られています。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 区民向け家賃助成や住宅あっせん補助等がありますが、ひとり親家庭支援事業で行っている区は港区以外ありません。  |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | 利用対象者が契約期間中に立ち退きを迫られ、保証金が出ない場合に、さまざまな事情から民間住宅以外に転居できないひとり親家庭の自立支援のため、本事業はセーフティネットとして必要です。  |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果を受け、事業の見直しを図ってください。   |
| 事業の課題                    | 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果では、ひとり親家庭や障害者より住宅の確保が難しい、高齢者への対応を最優先課題として取り組むとしています。本事業は、ひとり親家庭に対する、最後のセーフティネットとなる事業であることから、該当するひとり親家庭はほとんどありませんが、引き続き事業を継続します。<br>引き続き「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討状況を注視し、定期的に高齢、障害、子ども家庭の三課で事業内容を見直すことが必要と考えます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討状況や取組内容について、新たな情報を確認するとともに、定期的に、関係課(高齢者支援課・障害者福祉課・子ども家庭課)において事業内容の見直しを行っていきます。   |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |   |
|------------------|-----|---|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント  |
| ① 必要性            | 4   | ひとり親家庭で該当するケースはほとんどありませんが、「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討の結果は高齢者への対応を最優先とするため、要件に該当するひとり親家庭にとってのセーフティネットとして、事業は必要です。 |
| ② 効果性            | 4   | 要件に該当するひとり親家庭にとっては、住居確保のための経済的支援となり、生活の安定に効果的です。また、民間住宅あっせん事業の協力不動産業者リストを活用し、ひとり親家庭の住宅探しを行っています。            |
| ③ 効率性            | 4   | 要件に該当するひとり親家庭のセーフティネットとしての事業となります。  |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |  |
|---|--|
| 総合評価  | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |  |

|   |   |
|---|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br><br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果では、ひとり親家庭や障害者より住宅の確保が難しい、高齢者への対応を最優先課題として取り組むとしていますが、本事業は、ひとり親家庭に対する、最後のセーフティネットとなる事業です。<br>DV被疑者や母子家庭が住居を失った際は、母子生活支援施設等への入所により生活できる住居を確保することもできますが、要件に該当するひとり親家庭のセーフティネットとして、本事業を継続します。 |
|---|---|

No 310

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |          |
|-------|------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 港区女性福祉資金貸付事業                 | 開始年度 | 昭和 45 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当         |      |          |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |          |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |          |
| 政策名   | (20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する |      |          |
| 施策名   | ③ すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援 |      |          |

| 事業概要  |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 寡婦・未婚女性など配偶者がいない女性や、要保護女性に対し各種資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。  |
| 事業の対象 | 都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所のある配偶者のいない女性で、以下の状況にある人。<br>①親・子・兄弟姉妹を扶養している。<br>②親・子・兄弟姉妹を扶養していない20歳以上で、年間所得が3,580千円以下である。 |
| 事業の概要 | 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、療養資金、生活資金、結婚資金、就学資金、就学支度資金の11種類の資金を無利子で貸付けます。                             |
| 根拠法令  | 港区女性福祉資金貸付条例、港区女性福祉資金貸付条例施行規則、港区女性福祉資金事務取扱要領  |

| 事業の成果             |   |      |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|---|------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1                                       | 貸付件数 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |   | 当初予定 | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度                                    | 20   | 10 | 50.0% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度                                    | 20   | 4  | 20.0% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度                                    | 10   | —  | —     | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | 平成28年度実績は4件 1,752,000円（貸付種別は4件すべて修学資金）です。 |      |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |        |       |       |      |    |        |    |      |        |       |     |
|---------------|--------|-------|-------|------|----|--------|----|------|--------|-------|-----|
| 年度            | 予算状況   |       |       |      |    |        |    |      |        | 決算状況  |     |
|               | 当初予算額  | 一般財源  | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他    | 流用 | 補正予算 | 予算現額   | 決算額   | 執行率 |
| 平成27年度        | 13,584 | 2,178 | 0     | 0    | 0  | 11,406 | 0  | 0    | 13,584 | 3,871 | 28% |
| 平成28年度        | 4,712  | 4,712 | 0     | 0    | 0  | 0      | 0  | 0    | 4,712  | 1,752 | 37% |
| 平成29年度        | 3,866  | 3,866 | 0     | 0    | 0  | 0      | —  | —    | —      | —     | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 |        |       |       |      |    |        |    |      |        |       |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |   |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地              | 修学資金の貸付については、私学財団の奨学資金等を優先してもらうことで、コストの削減を図りました。  |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み）       | 東京都母子及び父子福祉資金貸付に該当しない母子や女性の経済的支援として女性福祉資金の貸付を行っています。  |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無）       | 23区内で同様の事業を実施しているのは8区（港区を除く）です。   |
| 区関与の必要性（実施する必要性）         | 東京都母子及び父子福祉資金等の貸付により、ひとり親家庭の経済的支援を行える場合がほとんどですが、対象外となった母子や女性に対し、本事業により経済的支援を行うことが必要です。              |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続  |
| 事業の課題                    | 債権の適切な回収が課題となっています。港区債権管理条例が施行されたことを受け、債権の状況把握、調査、回収等を行うことが必要です。<br>また、事業実態を把握し、今後の方向性を検討する必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 引き続き、債権の把握、調査、回収、処理等の債権管理を徹底します。債権調査では、居住実態を確認するため、家庭訪問を行います。<br>また、貸付事業の実態を把握し、今後の方向性について検討予定です。   |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 4   | 貸付の実績数は減少していますが、東京都母子及び父子福祉資金等の貸付対象外となる母子や女性の経済的支援として、本事業の継続は必要です。 |
| ② 効果性            | 4   | 利用対象者にとっては、進学のための費用が確保できるなど、効果的な経済的支援となります。                        |
| ③ 効率性            | 4   | 東京都母子及び父子福祉資金をはじめとする他の貸付の借入れができない母子や女性を対象とし、本事業により経済的支援が可能です。      |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|      |  |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

|   |  |
|---|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）<br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 各種資金の借入れが必要な母子や女性に対し、適切な経済的支援を実施するため、継続とします。 |
|---|--|

No 311

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象  |                              |      |         |
|-------|------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | 母子等緊急一時保護事業                  | 開始年度 | 平成 7 年度 |
| 所属    | 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当         |      |         |
| 所管課長  | 子ども家庭支援部子ども家庭課長              |      |         |
| 基本政策  | 5 明日の港区を支える子どもたちを育む          |      |         |
| 政策名   | (20) 健やかなこどもの「育ち」を支える環境を整備する |      |         |
| 施策名   | ③ すべての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援 |      |         |

| 事業概要  |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | DV被害者や生活困窮の状況にあり、緊急に保護を必要とする母子及び女性等が、適当な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を実施します。適切な処遇が講ぜられるまでの間、母子等に対し必要な支援を行います。  |
| 事業の対象 | 区内在住または区内に避難してきた母子等で、緊急に保護を必要とする人。   |
| 事業の概要 | 緊急に保護を必要とする母子等からの相談を受け、一時的な保護を行える指定施設や関係機関との調整を行います。また、緊急一時保護者が著しく金銭に困窮している場合の生活費や施設までの交通費を緊急生活費、緊急交通費として支給します。緊急生活費は、世帯あたり1日1,500円（上限30日）を要綱に定める期間、支給します。 |
| 根拠法令  | 児童福祉法<br>港区母子等緊急一時保護事業実施要綱   |

| 事業の成果             |  |        |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |
|-------------------|--|--------|----|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標                | 指標1  | 保護実施件数 |    |       | 指標2    |      |    |     | 指標3    |      |    |     |
|                   |  | 当初予定   | 実績 | 達成率   |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|                   | 平成27年度   | 25     | 13 | 52.0% | 平成27年度 |      |    |     | 平成27年度 |      |    |     |
|                   | 平成28年度   | 25     | 17 | 68.0% | 平成28年度 |      |    |     | 平成28年度 |      |    |     |
|                   | 平成29年度   | 25     | —  | —     | 平成29年度 |      | —  | —   | 平成29年度 |      | —  | —   |
| 成果の概要<br>(指標の説明等) | DV被害者等の緊急に保護が必要な母子や女性等に対し、一時的に保護できる施設を確保し、迅速な対応を行うことで、法保護者の安全を守るとともに、生活の安定や自立支援を促進することができています。 |        |    |       |        |      |    |     |        |      |    |     |

| 事業費の状況(単位：千円) |   |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |
|---------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度            | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|               | 当初予算額   | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成27年度        | 945   | 630  | 0     | 315  | 0  | 0   | 0  | 0    | 945  | 654  | 69% |
| 平成28年度        | 738   | 738  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 738  | 662  | 90% |
| 平成29年度        | 738   | 738  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |
| 予算・決算に関する特記事項 | 港区内にある民設民営の母子生活支援施設（現在の委託先）は、平成30年3月末で廃止予定のため、平成30年度は本事業を委託することができません。平成30年度以降は、他の母子生活支援施設に緊急一時保護を委託予定です。 |      |       |      |    |     |    |      |      |      |     |

| 事務事業を取り巻く状況等             |  |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地              | DV被害等により避難する母子や女性等にとって、安全を確保し、生活の安定や自立促進のため、必要不可欠なコストです。   |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み)       | 多様で複雑化する社会環境の変化や国際化が進む中で、家庭内で発生する問題は増加し、区民のニーズは増えることが見込まれます。   |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無)       | 他の自治体でも、港区と同様に、東京都女性相談センターや民間の母子生活支援施設と契約するなどにより、緊急一時保護事業を実施しているところがあります。                                      |
| 区関与の必要性(実施する必要性)         | DV被害等により、自宅にいないことができない状況にある母子や女性等にとって、安全の確保と生活安定のため、家庭相談センターが、施設や関係機関との調整を行い、一時保護することは重要です。                    |
| 前年度の最終評価及び付帯意見           | 継続   |
| 事業の課題                    | 緊急一時保護可能な施設は、母子家庭や女性の保護を中心としており、父子家庭の要保護者に対し、緊急一時保護可能な施設がほとんどないため、父子家庭の緊急一時保護が必要な時に調整できるよう施設の最新情報を把握することが必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 現在、区内にある母子生活支援施設が緊急一時保護の受入先となっています。平成29年度末に廃止となるため、早急に、平成30年度以降の緊急一時保護受入施設を確保する必要があります。                        |

| 一次評価(所管課による自己評価) |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 必要性            | 5   | 保護が必要な母子や女性等の安全を確保し、生活の安定を図るためには必要な事業です。                               |
| ② 効果性            | 4   | 緊急の保護が必要なケースは、安全を確保することで要保護者の精神的なケアや生活の安定を図ることができ、効果的です。               |
| ③ 効率性            | 4   | 区内の母子生活支援施設で保護できる場合は、迅速な保護が可能です。DV被害により、区外での保護が必要な場合は、受入可能な施設の調整が必要です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|   |   |
|---|---|
| 総合評価  | <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。<br>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。<br>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。<br>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。<br>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 |   |

|   |  |
|---|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)<br>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | DV被害等により、緊急保護を必要とする母子等の安全を確保し生活の安定を図るため、迅速に緊急一時保護を実施することは不可欠であり、緊急生活費・交通費の支給と合わせて事業を継続します。 |
|---|--|